

議案第五三号

教職員住宅管理運営条例の制定について
別紙のとおり教職員住宅管理運営条例を制定する。

昭和三十九年六月二十三日提出

三朝町長 坂出 雅 乙

昭和卅九年六月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



(提案理由)

教職員住宅建設に伴いこの管理運営を行う上に必要な準則を制定する。

教職員住宅管理運営条例

(目的)

第一条 この条例は、公立学校共済組合（以下「組合」といふ）と三朝町（以下「町」といふ）との教職員住宅建設等に関する協定書にもとづく教職員住宅の賃貸、管理運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(入居者の資格)

第二条 教職員住宅に入居することができる者は、原則として、公

立小中学校に勤務する教職員及びその家族とする。
2. 前項の教職員及びその家族で入居を希望する者がないときは、町内の公の機関に勤務する者で、現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(入居許可の申請)

第三条 前条に規定する入居資格のある者で、教職員住宅に入居しようとする者は、教職員住宅入居申込書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居者の選考)

第四条 入居の申込をした者の数が、入居させる住宅の戸数をこえる場合の入居者の選考は、次の順序により行う。

- 一、町立小中学校に勤務する教職員及びその家族
- 二、第二条第二項に規定する者

(住宅入居手続)

第五条 教職員住宅の入居を許可された者は許可のあつた日から十

日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

一、町内に居住し、かつ入居を許可された者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。

二、第八条の規定により敷金を納付すること。

2. 町長は、教職員住宅の入居を許可された者が前項の手続をしないときは、入居の許可を取消することができる。

(家賃の決定)

第六条 教職員住宅の家賃は、町と組合が協議の上、決定する。

(家賃の納付)

第七条 家賃は入居を許可した日から、住宅を明け渡した日まで徴収する。

2. 家賃は毎月末(月の途中で明け渡した場合はその日)までにその月分を納付しなければならない。

3. 入居者が月の途中で入居又は明け渡した場合においてその月の使用期間が一月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4. 入居者が無断で住宅を立退いたときは、第一項の規定にかかわ

らず、町長が明け渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する
(敷金)

第 卅 条 町長は入居者から三月分の家賃(家賃が変更された場合は当該家賃の額)に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。

2. 前項の敷金は、入居者が住宅を立退くときこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

3. 敷金には、利子をつけない

(敷金の運用)

第 卅 一 条 町長は敷金を安全確実な方法で運用することができる。

2. 前項により運用して得た利益金は、町に帰属するものとする。

(修繕費用の負担)

第 卅 二 条 教職員住宅及び共同施設に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く)は、町の負担とする。

2. 入居者の責に帰すべき事由によつて前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかゝらず入居者は町長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第廿三条 次の各号に掲げる費用は入居者の負担とする。

- 一 電気、ガス、水道の使用料
- 二 汚物及びごみの処理に要する費用
- 三 共同施設の使用に要する費用

(入居者の保管義務)

第廿四条 入居者は、教職員住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

第廿五条 入居者が当該教職員住宅を引き続き十五日以上使用しな

ないときは、町長にその旨届出をしなければならない。

第廿六条 入居者は、教職員住宅を他の者に貸し又はその入居の権

利を他の者に譲渡してはならない。
第廿七条 入居者は教職員住宅を模様替し又は増築してはならない

たゞし原状回復又は、撤去が容易である場合において町長の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 町長は前項の承認を行うに当り、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

(住宅の検査)

- 第~~廿~~条 入居者は当該教職員住宅を明け渡そうとするときは、五日前までに町長に届出し、住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならぬ。

- 2 入居者が第~~廿~~条第一項の規定により教職員住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査の時までに入居者の費用で原状の回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

- 第~~廿~~条 町長は入居者が次の各号の一に該当する場合は当該入居者に対し教職員住宅の明渡を請求することができる。

- 一 不正の行為によつて入居したとき
- 二 家賃を二月以上滞納したとき

三 当該教職員住宅又は共同施設を故意にき損したとき
四 正当な事由によらないで十五日以上教職員住宅を使用しないと

五 第~~廿二~~^{十五}条から第~~廿五~~^{十五}条までの規定に違反したとき

2. 前項の規定により教職員住宅の明渡の請求を受けた入居者は、すみやかに当該教職員住宅を明け渡さなければならぬ。
この場合においては入居者は町長の定めるところにより、明渡の請求を受け翌日から明渡日までの家賃相当額の二倍に相当する額の損害賠償をしなければならぬ。

(住宅監理員及び管理人)

第~~廿二~~^{十五}条 住宅監理員は町長が町吏員のうちから任命する。

2. 住宅監理員は教職員住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり教職員住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3. 町長は住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

4. 住宅管理人は住宅監理員の指揮を受けて修繕すべき箇所の報告

その他入居者との連絡の事務を行う。

(立入検査)

第廿二条 町長は教職員住宅の管理上必要があると認めるときは住宅監理員若しくは、町長の指定した者に教職員住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2. 前項の検査において町長が必要と認めるときは、入居者の承諾を得て住宅に立入ることができる。

(罰則)

第廿三条 町長は入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の追徴をする。

(この条例に定めない事項)

第廿四条 この条例に定めない事項については、町長は組合又は入居者等と協議の上定める。

附 則

この条例は昭和三十九年四月一日より適用する。